

EG ライフデザイン株式会社

労働者派遣法第 23 条第 5 項及び同法規則第 18 条の 2 第 3 項に基づく情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に基づき情報を公開いたします。

対象期間

2024 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日

対象事業所

EG ライフデザイン株式会社 本社 〒541-0046 大阪府大阪市中央区平野町 1 丁目 5 番 11 号

労働者派遣の実績

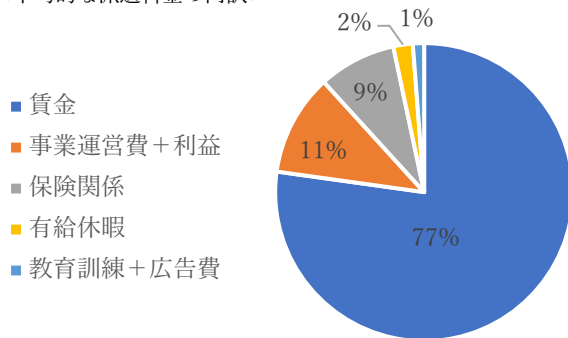
派遣労働者の数（2024 年 4 月 1 日現在） 94 人 派遣先事業所数（2023 年度実数） 80 件
雇用安定措置を講じた人数（2023 年度実数） 3 人

料金に関する事項

労働者派遣に関する料金額の平均額（1 日（8 時間）あたり）	23,211 円
派遣労働者の賃金額の平均額（1 日（8 時間）あたり）	17,920 円
マージン率（小数点第 2 位以下を四捨五入）	22.80%

※左記金額は事業所全体の平均額です。

<平均的な派遣料金の内訳>



キャリア形成支援制度に関する事項

<キャリアアップに資する教育訓練>

教育訓練の種類	対象者	方法	賃金支給状況	実施主体	派遣労働者の費用負担
<入職時等基礎訓練>					
入職時研修	スタッフ登録時	Off-JT	有給	派遣元	無
専門用語理解習得	初めて派遣する労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
<職能別訓練>					
不動産販売営業研修	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
接客技術研修	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
<階層別訓練>					
リーダー研修	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無

<キャリア・コンサルティング>

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は 06-6227-8711 までご連絡ください。

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か : 締結済（終期 2025 年 3 月 31 日） 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者

福利厚生に関する事項

■各種保険完備 ■年次有給休暇 ■交通費全額支給 ■キャリアカウンセリング ■メンタルヘルスチェック